

退職者専用定期預金

(2020年7月20日現在)

1. 商品名と概要	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者専用定期預金 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>退職者限定のお得な特別金利の定期預金です。</p> </div>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ご退職された日から2年以内に申込された個人のお客さま *退職金お受取ご本人名義のみのお取扱いとなります。 *おひとり様1回限りのご利用とさせていただきます。
3. 期間	
<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 	<p>お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年 *満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いとなります。
4. お預け入れ方法	
<ul style="list-style-type: none"> (1) お預け入れ方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます(分割でのお預け入れはできません)。
<ul style="list-style-type: none"> (2) お預け入れ金額 	<ul style="list-style-type: none"> ① スーパー定期(単利型)…1円以上1,000万円未満 ② 自由金利型定期預金(大口定期)…1,000万円以上
<ul style="list-style-type: none"> (3) お預け入れ単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
5. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時に当金庫が定める特別金利を約定金利として満期日まで適用します(金利については窓口等でお問い合わせください) なお、特別金利の適用は初回満期日までとなります。 ・自動継続後の適用金利は、同一預入期間のスーパー定期(単利型)又は自由金利型定期預金(大口定期)の店頭表示金利となります。 なお、2016年4月1日以降にご契約された方は、店頭表示金利に当金庫が定めた金利を上乗せいたします。
<ul style="list-style-type: none"> (2) 利払い方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して利払いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> (3) 計算方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%) *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 *マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)をご利用の場合は非課税となります。
7. 税金	
8. 手数料	—

<p>9. 付加できる特約条項</p> <ul style="list-style-type: none"> 当座貸越 	<p>個人のお客さまは以下のお取り扱いができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 						
<p>10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>【預入期間1年未満】</p> <table border="1" data-bbox="582 831 1433 969"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
<p>11. 預金保険制度</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>						
<p>12. 金利情報の入手方法</p>	<p>窓口までお問い合わせください。</p>						
<p>13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>九州労働金庫 お客さまサービス室 【0120-796-210】</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://kyusyu-rokin.com/</p>						
<p>14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、下記ろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p>						

	<p>詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ おひとり様1回限りのご利用とさせていただきます。 ・ この預金の満期後に、再度本預金にお預け入れいただくことはできません。 ・ 店頭のみのお取扱いとなります(ATMおよびインターネットバンキング・モバイルバンキングでのお預け入れは対象外)。 ・ 本預金のお預け入れの資金に対して、当金庫で実施する他の金利上乘せ制度との重複申込はできません。 ・ 自動継続のお取扱いのみとなります。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。

九州ろうきん